

議案第3号

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

令和6年（2024年）2月26日提出

教育長 檜 田 英 樹

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案について別添のとおりとする。

（理 由）

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針について、札幌市におけるいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている中、令和3年に子どもの命を守ることができなかった深刻ないじめの重大事態を発生させ、令和5年12月に報告書が公表された。本報告書の提言を重く受け止め、より一層危機感をもって更なるいじめ防止対策強化を行うため本方針を改定する。

については、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案にてパブリックコメントを実施するため、本議案を提出する。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 方針策定の背景等

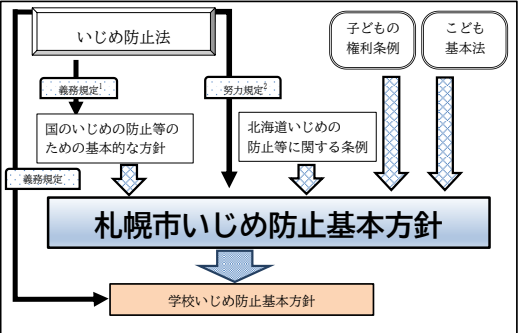
○いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害行為であり、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むことが重要である。

○札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「本方針」という。）は、国における「いじめの防止等のための基本的な方針」、市における関連条例を踏まえ策定するもの。

2 方針の位置づけ

○本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条に基づくもの。

○いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であり、法第13条に基づき、市内の学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するもの。



3 札幌市の現状を踏まえた方針改定理由

○札幌市のいじめ認知件数は、近年増加傾向となっており、1,000人当たりの認知件数は86.5件（全国平均53.3件）となっている。

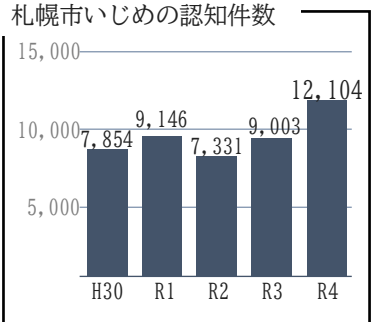
○札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果では、いじめを受けた児童生徒の割合は直近3年では全体の10%程度で推移している。

○「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）では、学校と教育委員会の取組に提言があり取組の強化が必要。

○令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。

○札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている。

○令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」における提言があり、これを重く受け止め、より一層危機感をもって取り組むため方針を改定する。



4 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

○いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。

○教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていくなくてはならない。

○さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止等の対策を進める必要がある。

○そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

●提言を踏まえた方針改定の主なポイント●

- ▷ 学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ▷ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ▷ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ▷ 緊急時の対応については学校と教育委員会の連携について明記
- ▷ 教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ▷ 教職員の指導力向上（教職員の意識改革、研修の充実）
- ▷ ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ▷ 専門家との連携強化
- ▷ 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことがないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながら、いじめの防止、早期発見、対処をおこなうことが必要である。

《札幌市全体での取組》札幌市全体でいじめの防止等のために次の取組を行う。

○いじめの早期発見・いじめへの対処のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携

○教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当する部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援

○学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応

主 な 変 更 点 **ポイント** チーム学校としてのいじめの防止対策の徹底

1 いじめの防止に関すること

○校長を含む全教職員の経験年数に応じた研修の全てにおいて、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、いじめへの対応力向上を図る。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること ⇒いじめへの対処の確認は第4章

○学校におけるSC、SSWの活用について、一層充実させる。

○1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕組みを導入する。

3 いじめの防止等に関係する機関との連携

○札幌市いじめ対策連絡協議会において、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行うことで、いじめの未然防止や対応の改善につなげる。

○心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを作成する。

4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

○いじめの認知・解消の件数等については、国が実施するいじめに関する調査項目に沿って、定期的に学校から報告を受ける他、学校いじめ対策組織の開催予定日、アンケート調査・校内研修等の実施時期などの取組についても把握し、指導・助言・支援を行う。

5 再発防止策の検証

○学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（札幌市附属機関）に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

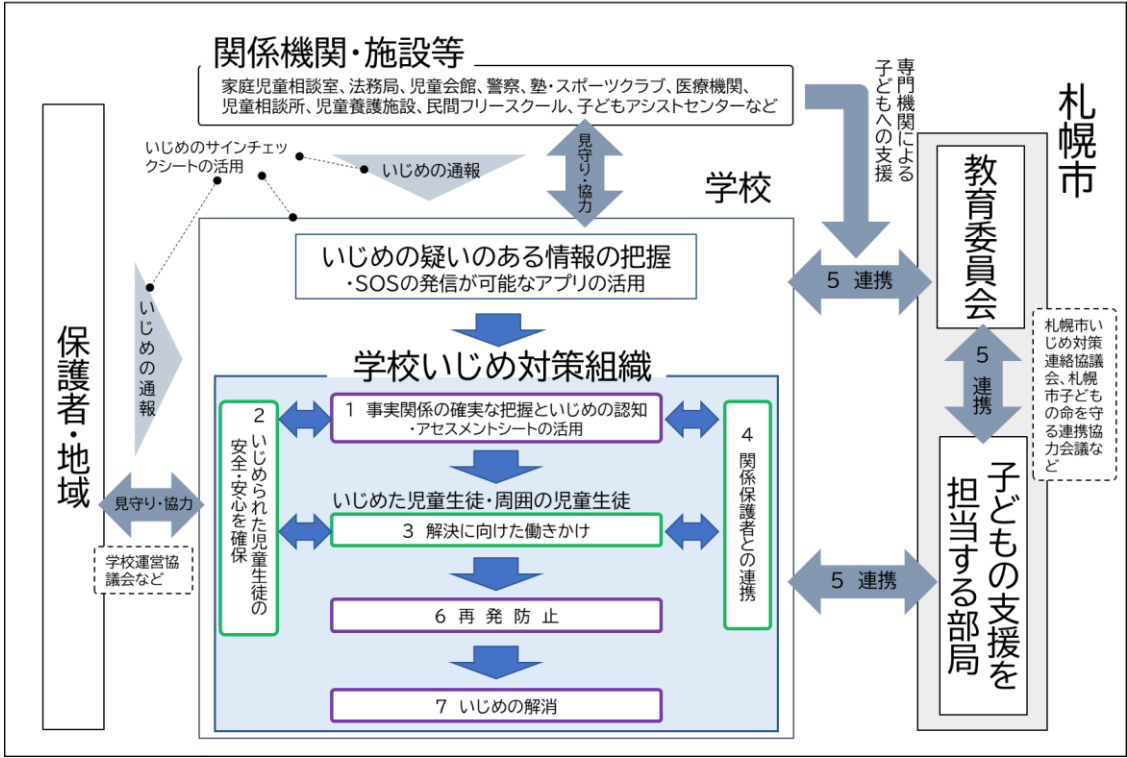
主 な 変 更 点 **ポイント** チーム学校による組織的な対応の徹底

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
○方針の見直しに際しては、保護者・地域等からの参画を得たり、児童生徒の意見を取り入れたりするため、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図る。
- 2 学校いじめ対策組織の設置
○組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
○構成員については、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷを必須とする。
○定例会議の月１回開催を必須とし、アンケート実施後には、必ず会議を開催する。
- 3 いじめの未然防止
○養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施。
○児童生徒が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、互いを認め合う人間関係を育む。
- 4 いじめの早期発見
○児童生徒の心のＳＯＳを早期に把握するため、ＩＣＴを活用するとともに、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童生徒の見守りを行う。
- 5 家庭・地域との連携
○学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査、未然防止教育の取組など学校が計画した取組を、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。
- 6 いじめへの対処 ⇒いじめへの対処の確認は第４章
○いじめの疑いを把握した場合には、速やかに校内いじめ対策組織において対応方針を検討し、児童生徒の安全・安心を確保する。
○いじめを重大事態化させないために、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識と情報を組織的に共有し、ケースに応じた対応策を検討する。
- 7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
○ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ＩＣＴも活用するなどして、学校全体で共有する体制を整える。
○認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
○複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ＩＣＴも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。
- 8 個別の対応状況に関する記録及び引継
○いじめに関する個別情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
○悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間管理する。

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

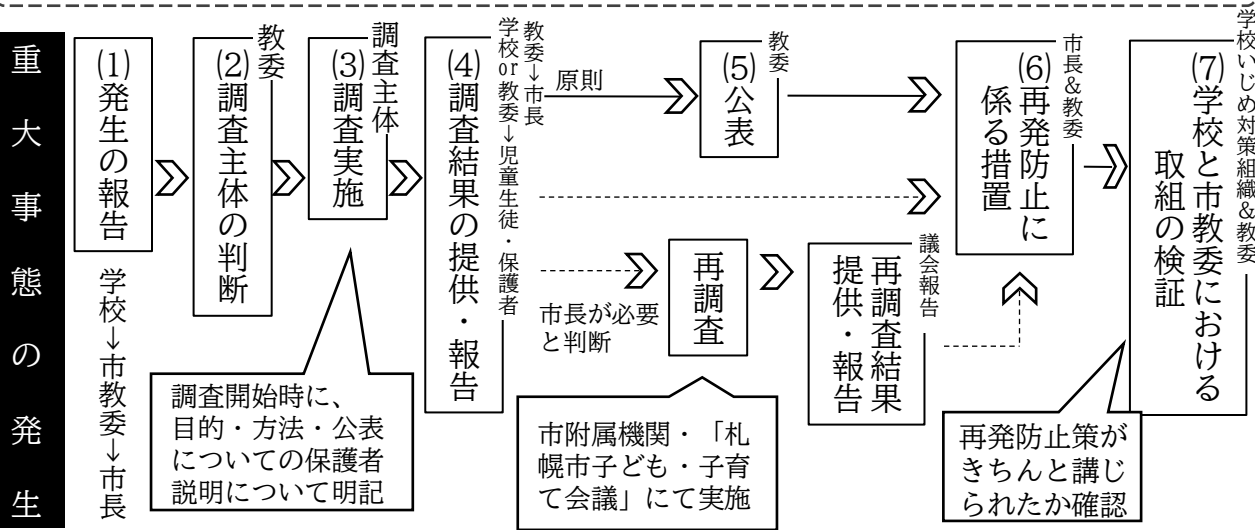
児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める学校いじめ対策組織により次の１～７の対処を速やかに行う必要がある。

ポイント チーム学校によるいじめ対応の確実な実施



第5章 重大事態への対処

- いじめの重大事態とは、法第28条で次のように定められている。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



(案)

資料 2

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

平成 28 年 6 月
札幌市・札幌市教育委員会
(最終改定 令和〇年〇月)

(案)

はじめに

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめをなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育んでいかなければなりません。

また、法の基本理念に基づき市民一人一人がいじめに対しての認識を深め、共に手を携えながら、いじめの問題に向き合うことが重要となります。

法の制定から10年が経過しましたが、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、社会総がかりで取り組むことが重要です。

札幌市においては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に札幌市におけるいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示す「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、令和元年6月に改定し、この方針に基づき、全市立学校の児童生徒を対象としたアンケート調査による実態把握をはじめとして、いじめの未然防止・早期発見・対処の取組を進めてまいりました。

しかしながら、教育委員会と学校が、法や国の基本的な方針に則った適切な対応をとらなかったために、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかったことを深く反省し、新たな決意をもっていじめ防止の取組を進めていく必要があります。

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においてはこども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められています。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じております。

そのような中、令和5年2月に「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」における提言があり、これを重く受け止め、札幌市として、二度と同じ事案を発生させることのないよう、より一層危機感をもって取り組むため、本方針を改定することとしました。

(案)

今後は、このたび改定した基本方針に基づき、札幌市全体でいじめの防止に係る取組を推進し「子どもたちが健やかに育つ街さっぽろ」を築いてまいりたいと考えております。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 1
1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景	
2 いじめの防止等の基本理念	
3 いじめの定義及び基本的理解	
4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等	
5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け	
6 札幌市におけるいじめの現状	
7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と 提言を踏まえた方針改定の主なポイント	
第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組	P 8
1 いじめの防止に関すること	
2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
3 いじめの防止等に関係する機関との連携	
4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携	
5 再発防止策の検証	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組	P 15
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
3 いじめの未然防止	
4 いじめの早期発見	
5 家庭・地域との連携	
6 いじめへの対処	
7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組	
8 個別の対応状況に関する記録及び引継	
9 緊急時の対応	
第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認	P 25
1 事実関係の確実な把握といじめの認知	
2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保	
3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ	
4 関係保護者との連携	
5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携	
6 再発防止	
7 いじめの解消	
第5章 重大事態への対処	P 28
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生時の対応	

<参考資料> ・いじめ防止対策推進法・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(案)

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校¹における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）を制定した。

2 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

¹ 学校：いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が該当する。

(案)

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

(1) 策定の背景

札幌市においては、いじめ防止法及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）などを踏まえ、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むために、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を

(案)

送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

(2) 策定後の状況と改定理由

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている。

そのような中、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）における提言があり、学校の組織的な対応の不備、児童生徒のSOSを適切に捉えることができなかったこと、学校間の情報の引継ぎができていなかったこと、連携が適切に行われていなかったという課題が明らかになった。これらの課題を重く受け止めるとともに、より一層危機感をもって、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して本方針の改定を行う。

(3) 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。

また、教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていく必要がある。

さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止等の対策を進める必要がある。

そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

**学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底**

5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためにいじめ防止法を制定し、その法律に基づき国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を示した。

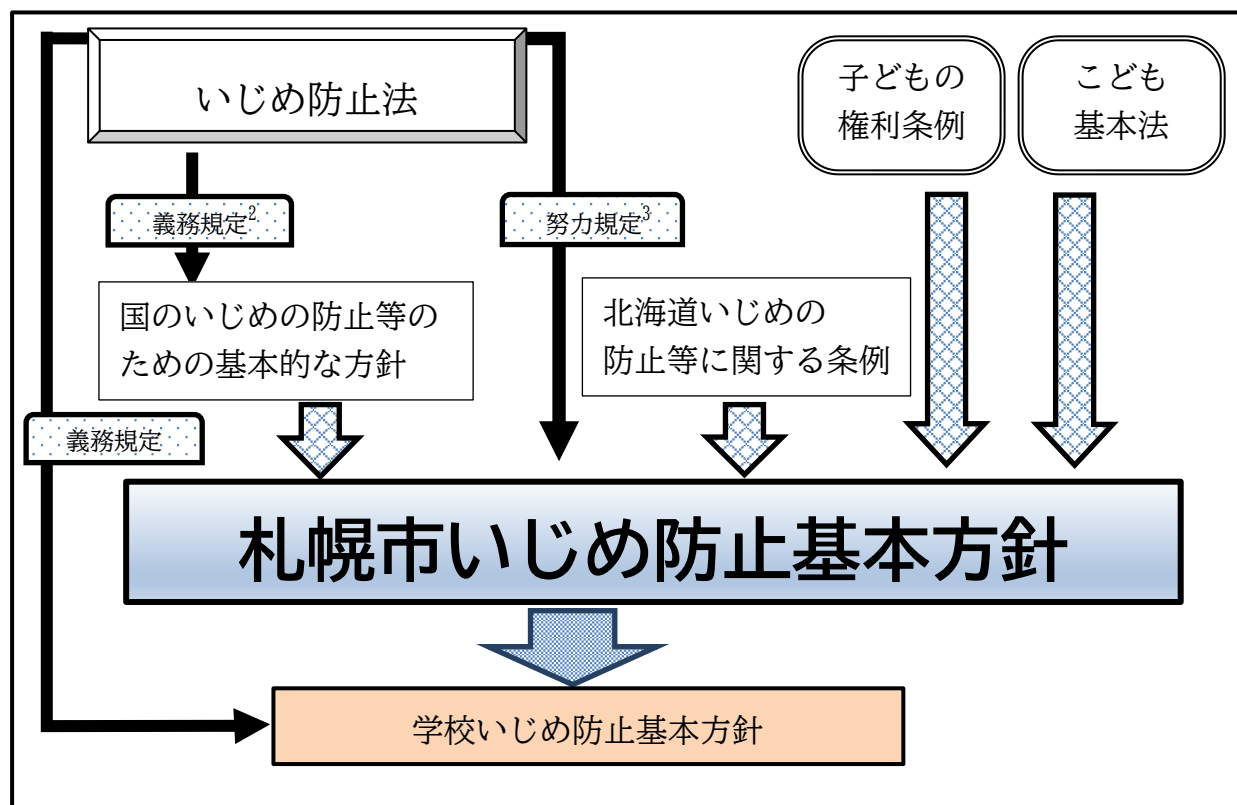
札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、子どもの権利条例を制定し、平成21年に施行した。

(案)

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、「基本的人権が保障されること」や「年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として規定されている。

札幌市いじめ防止基本方針は、いじめ防止法第12条に基づき策定したものであり、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第13条に基づき、市立学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。



² 義務規定：いじめ防止法第11条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定めるものとされている。また、同法第13条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

³ 努力規定：いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

(案)

6 札幌市におけるいじめの現状

札幌市におけるいじめの認知件数は、以下のとおりである。件数は、近年増加傾向となっており、令和4年度の1,000人当たりの認知件数は86.5件（全国平均53.3件）となっている。

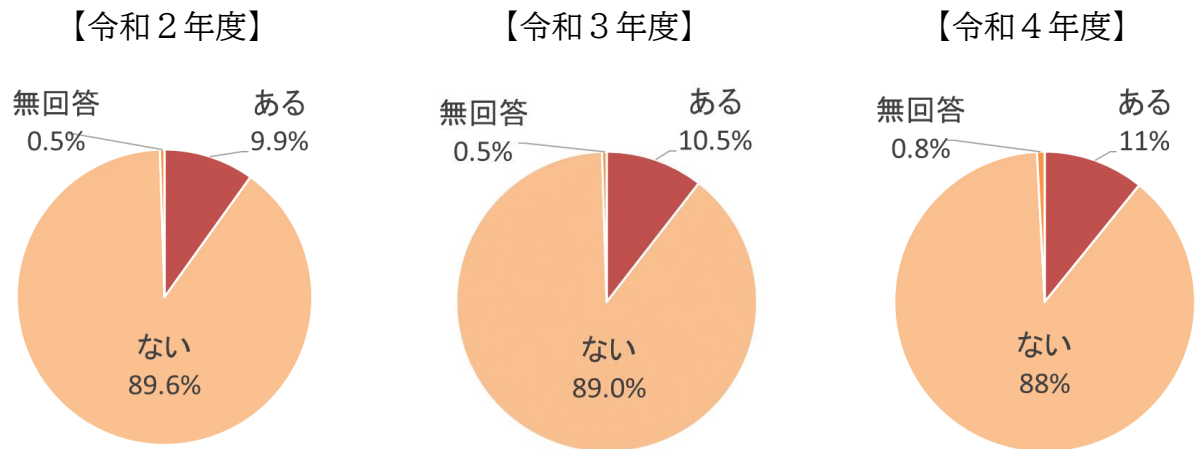
年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
認知件数	7,854	9,146	7,331	9,003	12,104

国としては、いじめの認知件数が増加することについて、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったと肯定的に捉えている。札幌市においては、積極的にいじめを認知していると考えられるものの、その解消に向けての組織的な取組については、課題がある。

札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童生徒を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果から把握したいじめの実態の概要は以下のとおりである。

(1) いじめを受けた児童生徒の割合

（質問）あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか。

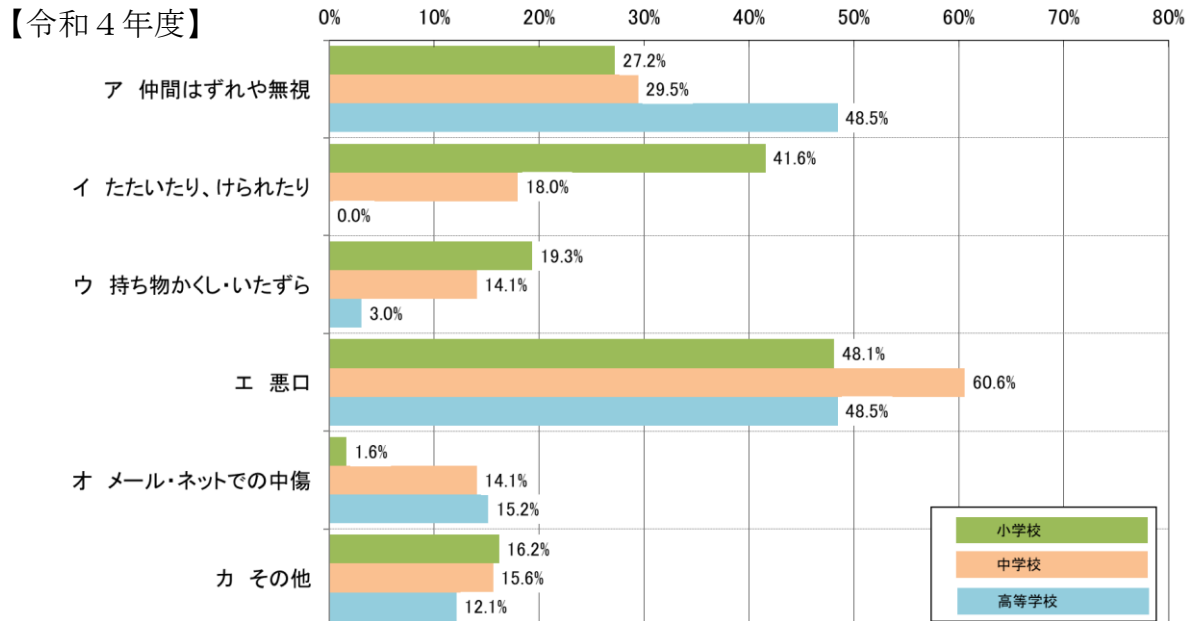


ここ数年間10%程度の児童生徒がいじめられたことがあると回答していることから、いじめをなくすことは難しいが、早期発見・対処により、深刻化を防ぐことが大切である。

(案)

(2) いじめの内容

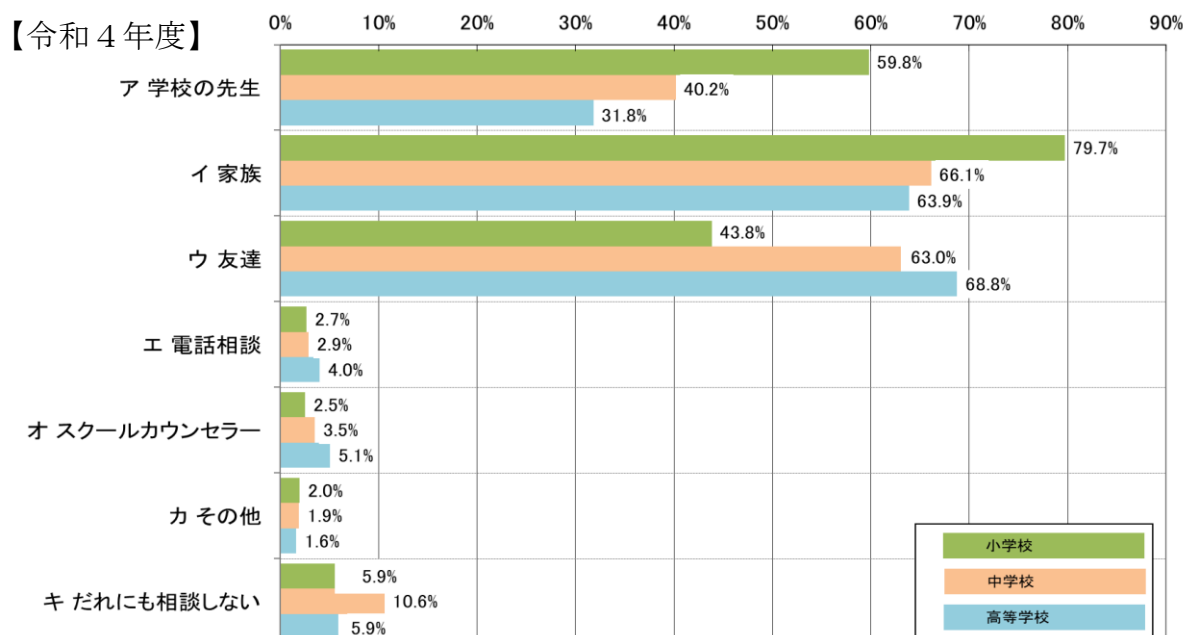
(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答えた児童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。



小学生、中学生では「悪口」の割合が最も高く、次いで小学生では「たたいたり、けられたり」、中学生では「仲間はずれや無視」となっている。高校生では「仲間はずれや無視」「悪口」の割合が高い。「メール・ネットでの中傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加している。

(3) いじめられたときに相談する相手

(質問) あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。



(案)

「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が一定程度いることから、各種相談窓口の周知を図るとともに困りや悩み等を相談することの重要性を繰り返し伝えていくことが大切である。

7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と提言を踏まえた方針改定の主なポイント

(1) 提言内容

- ・ いじめの認知及び解消の判断等、いじめの対応に係る学校の組織的な対応
- ・ アンケート調査や各種記録の効果的な活用
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 教職員向け研修の充実
- ・ 教育委員会による学校の取組の把握・指導・助言

(2) 提言を踏まえた方針改定の主なポイント

- ・ 学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ・ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ・ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ・ 緊急時の対応については、学校と教育委員会の連携について明記
- ・ 教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ・ 教職員の指導力向上（教職員の意識改革、研修の充実）
- ・ ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、いじめの防止対策を徹底するため、いじめの防止等の取組を以下のとおり実施する。

《札幌市全体での取組》

- いじめの早期発見・いじめへの対処のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携
- 教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当する部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援
- 学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応

1 いじめの防止に関すること

(1) こども基本法及び子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進

- こども基本法における、子どもが意見を表明する機会を確保するという基本理念に基づき、子どもの声を聴きながら、いじめの防止等の取組を実施する。
- 子どもの権利に関するパンフレットを市立学校に配布し、学級活動や道徳などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に向けた理解を進める。
- 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子どもが自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

(2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「札幌市学校教育⁴」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

イ 命を大切にする指導の充実

道徳教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート⁵などを推進し、児童生徒の自己肯定感⁶、自己有用感⁷を育む。

ウ 道徳教育の充実

小中学校における「特別の教科 道徳」の学習とともに、各学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育において、いじめは絶対に許されないという心情に支えられた、道徳的実践意欲と態度を養う。

エ 生命（いのち）の安全教育の推進

児童生徒が、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指し、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発

ア 教職員への啓発・資質の向上

- 全ての教職員が、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識して対応に当たり、いじめの問題を切実に受け止め、責任をもって対処する意識を醸成する。

⁴ 札幌市学校教育：幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等にかつため、施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。

⁵ ピア・サポート：ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をいう。

⁶ 自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。

⁷ 自己有用感：他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚をいう。

(案)

- 生徒指導資料「いじめ問題への対応」やチェックリストを各学校に配布し、いじめの問題についての理解を促すとともに法に基づく適切な対応等について周知する。
- 法を踏まえたいじめの防止等に係る組織的な対応についての教職員向け研修の充実を図るとともに、校内研修会等の実施を支援し、全ての教職員にその意義が伝達される取組を実施する。
- 校長、教頭、主幹教諭、教員の経験年数に応じた研修の全てにおいて、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、全ての教職員のいじめへの対応力向上を図る。
- 自殺予防に関する研究開発事業の成果を学校に周知し、教職員向け研修会等の実施を支援する。

イ 保護者、地域への啓発

- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資料を、保護者等に配布する。
- 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会⁸等で周知するよう市立学校に働きかけるなど、PTAや地域の関係団体等と連携しながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を図る。
- 出前講座等の実施を通して、いじめの定義やいじめの防止に向けた学校の取組等について、保護者や地域住民に啓発し、いじめへの理解を深める。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進

ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画⁹の策定の支援

- 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
- 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。

イ いじめの防止等の取組の推進

- いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、学校いじめ防止基本方針の策定と取組状況について把握し、各学校の取組が実効的に機能するよう指導・助言する。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められるよう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなどして啓発する。

⁸ 中学校区青少年健全育成推進会：中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。

⁹ 学校安全計画：各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づけられている。

(案)

ウ 学校評価¹⁰におけるいじめの防止等の取組の確認

学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。

エ いじめの認知件数が0件の場合の対応

年間を通して、学校が認知したいじめの件数が0件の場合には、児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧に見取るなどにより、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。

(5) 幼保小の連携

市内幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で、子どもに関する情報の共有や互いの教育実践に関する研修などを行い、就学児が安心して小学校生活を送ることができるよう、幼保小連携・接続の充実を図る。

(6) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にする心を育む取組

○ 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。

○ 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合いなどを通じて児童生徒の命を大切にする心を育む。

イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組

○ 外国の人など自分と異なる文化をもつ人や障がいのある人、地域の高齢者や幼児などと触れ合う機会を通じて、他者を理解し、助け合う心を育む。

(7) 研究機関との連携

大学と連携して取り組んだ研究の成果である「子どもの心を理解するためのガイドブック」及び「自殺関連行動に係る具体的対応のためのガイドブック」を、教職員が子どもの心の危機に気付く力を高めるために活用するとともに、いじめの防止等の取組においても有効活用を図る。また、いじめの防止等に係る施策の改善充実等について、今後も研究機関との連携を図る。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

(1) 相談体制等の整備

ア 市立学校におけるスクールカウンセラー¹¹の活用

児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、そ

¹⁰ 学校評価：学校教育法第42条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

¹¹ スクールカウンセラー：児童生徒の不安や悩みの相談にあたりとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

(案)

の役割や活用方法について周知するなどして、各学校の相談体制が一層充実するよう努める。

また、配置時間の拡充とともに、子どもの声を聴きながら、相談しやすい環境整備を進める。

◆スクールカウンセラーの役割

- *教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
- *必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー¹²の活用

児童生徒、保護者、教職員等が社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにより相談しやすい体制づくりに努める。

また、スクールソーシャルワーカーの活用促進につなげるよう、その役割について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

ウ 子どもアシストセンター¹³における子どもの権利の侵害からの救済

電話やメール・アプリケーションのほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

(2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施

- いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年度実施し、調査結果の分析及び取組の検証を行い、その成果を周知する。

¹² スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

¹³ 子どもアシストセンター：いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。

(案)

- 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕組みを導入する。
- アンケートについては、子どもの声が聴きやすい内容となるよう工夫する。
- 学校における調査の分析に当たっては、学校いじめ対策組織において、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検討し、その結果を共有することで、個々の児童生徒の心の状況を把握するよう助言する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

- ソーシャルメディア¹⁴等インターネットを通じて行われるいじめを早期に把握して対応するため、ネットパトロールを実施する。
- インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研修会を開催するとともに、市立学校の校内研修を支援する。
- 教職員がインターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合の対処（削除の手続等）について周知するとともに、児童生徒に書き込みや動画の削除を緊急に求めることも想定し、どのように操作をしたら削除したことになるのか等、実践的な研修も行う。

(4) 市立学校への指導主事¹⁵等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。
- 校内研修に指導主事などを講師として派遣する。

(5) 学校間の連携協力体制の整備

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の在籍校が異なる場合は、学校が適切に対応できるよう、学校間の連携を支援する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の確認を第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

¹⁴ ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々なしながけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

¹⁵ 指導主事：教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。

(案)

3 いじめの防止等に関する機関との連携

(1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

- 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校と警察が連携し、適切に対応できるよう支援する。
- いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。

(2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発

子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設（学校を除く。）の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをする。

子どもの権利条例

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

【第16条の解説】

第1項関係：いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係：施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設：児童養護施設¹⁶、児童会館、民間のフリースクール¹⁷など。

(3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめを早期に発見し、深刻化を防止する観点から、子どもが育ち学ぶ施設間での情報共有や連携した対応に努める。

(4) 関係機関及び団体との連携を図るための協議会等の設置

ア 札幌市いじめ対策連絡協議会

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と、情報交換や意見交流等を行うことにより、いじめの未然防止や対応の改善につなげる。

イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

子どもの自殺予防に向けた取組の推進や、自殺未遂や自殺のほのめかし等の自殺関連行動が発生した際の支援体制の構築について、学識経験者、児童精神科医、

¹⁶ 児童養護施設：児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子どもを入所させて養育する。

¹⁷ フリースクール：不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(案)

校長会等との連携を深めるとともに、専門的な知見から助言を得て、子どもの自殺予防対策に役立てる。

- 上記の協議会等に参加する関係機関や団体が、同じ視点をもって重層的・包括的に子どもを見守ることができるよう、子どものサインを早期に発見するためのチェックシートを共有し、いじめを見逃さない体制を整える。

(5) 専門家との連携強化

心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを作成する。

4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

(1) いじめの認知件数等の確認

- いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数について、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のいじめに関する調査項目に沿って、定期的に学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、各学校が認知したいじめについて、適切に対応できるよう支援・助言する。

(2) いじめの防止等のために学校が実施する取組の確認

- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、学校のいじめ対策の年間計画に基づく取組について、報告やヒアリング等により状況を確認し、継続的に指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー¹⁸、スクールセーフティアドバイザー¹⁹などの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

(4) ICTの活用

- 学校、教育委員会のデータの一元化を進め、関係機関と連携して困りを抱えた子どもに対応できるよう、情報の共有方法の検討を進める。

¹⁸ スクールロイヤー：学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士。いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する対応や教員の資質向上に向けた研修の講師を担うなど、教育委員会や学校が実施する取組を支援する。

¹⁹ スクールセーフティアドバイザー：警察との連携をより円滑に行うことを主な目的とした、警察官の勤務経験を有した人材。警察との連絡・連携に係る調整、いじめへの対処、学校安全に係る環境整備などについて、学校・教育委員会への支援・助言を行う。

(案)

5 再発防止策の検証

市立学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会²⁰に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

そのため、学校では、チーム学校²¹による組織的な対応の徹底のために、以下の取組を実施する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。
- 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるよう、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
- 方針の見直しと改定に際しては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たり、自治的な活動として児童生徒の意見を取り入れたりするなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が可能となるよう、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図るようにする。

(2) 方針に盛り込む重点的な取組

- 現在、各学校において実施している様々な教育活動をいじめ対応の視点から見直し、自校として重点的な取組や対応策を方針に盛り込む。

²⁰ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会：市立学校の児童生徒がいじめにより重大事態があった場合に調査及び審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理及び福祉の専門家等で構成する。

²¹ チーム学校：中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月）において、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義された。

(案)

- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容を計画する。（「学校安全計画」への位置付け等）。
- いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- 加害児童生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員が理解し受け止めた上で指導・援助にあたることを対応方針に盛り込む。
- 生徒指導提要²²における生徒指導の4層の支援構造である、発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導を考慮する。

【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
いじめの防止	話を重視した授業の推進	・少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。 ・授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
	いじめに向かわない態度の育成	・児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 ・特別の教科道德の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソコンネットワークの活用 学校独自アンケートの実施	・各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。 ・学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組織的な対処の実施	・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・ささいなことでも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。 ・担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

²² 生徒指導提要：文部科学省が、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ作成した生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書。令和4年12月に改訂。

(案)

(3) P D C Aサイクル²³の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、P D C Aサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

(4) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の設置と構成

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校いじめ対策組織を設置する。
- 構成員については、管理職²⁴、主幹教諭²⁵、生徒指導担当教諭²⁶、学年主任²⁷、養護教諭²⁸、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を自校の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会

²³ P D C Aサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

²⁴ 管理職：学校長、副校長、教頭

²⁵ 主幹教諭：児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設。

²⁶ 生徒指導担当教諭：生徒指導について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²⁷ 学年主任：当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²⁸ 養護教諭：学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。

(案)

議を開催することを学校の方針に明記しておく。その場合、定例の会議で再度確認する。

- 校長が不在時の、副校長や教頭、主幹教諭等の役割を定めておく。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めること。
- 学校いじめ対策組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

(2) 学校いじめ対策組織の会議

- 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙²⁹）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

(3) 組織の主な役割

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組や、児童生徒が互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法について検討し、教職員及び児童生徒に周知する。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、限られた構成員であっても速やかに学校いじめ対策組織の会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係

²⁹ 教育課程編成等に関する諸届用紙：札幌市学校管理規則等に基づき、例年、校長が、各学校で編成した教育課程等について、教育長に届け出るもの。

(案)

児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- 事実関係に基づく、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 認知したいじめが解消されているか否かについて、複数の手段と視点で、組織で判断する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針の作成、実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組の年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針に記載されている組織的な対応（いじめの未然防止、早期発見、対処等）が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）
- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめの防止等に係る取組は、特定の教職員に過度な責任や負担をかけないように、学校いじめ対策組織により組織的に行う。

【組織の周知】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童生徒及び保護者に対して具体的に説明する。
- いじめの早期発見のために、学校の組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童生徒から認識されるようにする。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員の対応力の向上

- いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共通理解を図る。
- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- 児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。

(案)

- 生徒指導提要における発達支持的生徒指導を基本として、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
- 「人間尊重の教育³⁰」を基盤とした生徒指導を実践し、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施するなど、児童生徒理解に係る研修等の取組を実施する。
- 教職員が子ども理解を協働して深めていく校内研修等の機会を意図的に生み出す学校経営上の工夫を行う。

(2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 道徳教育を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- スクールカウンセラーと連携して、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム（ストレスコーピング、ストレスマネジメント、ピア・サポート等）の充実を図り、適切なストレス対処の力を育成する。

(3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童生徒が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育む。

³⁰ 人間尊重の教育：基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かに生きようとする態度を育む教育。札幌市学校教育の基盤として位置付け、全ての教育活動において推進するもの。

(案)

- いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児童生徒が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行う。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についてのいじめの防止

- ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止
 - 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める。
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
 - 当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などに対するいじめの防止
 - 言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - 言語や文化の差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）
 - 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
 - 被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(案)

(5) インターネット上のいじめの防止

ア 情報モラル教育³¹の充実

- 警察やネットパトロール業者等による、児童生徒向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させる。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

(6) 保護者への啓発

- 児童生徒がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。
- 児童生徒のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

4 いじめの早期発見

(1) 教職員による積極的な関わり

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児童生徒の変容を見いだす。
- 児童生徒からいじめの情報を得やすくするための取組を工夫する。
- 児童生徒のＳＯＳを早期に把握するため、ＩＣＴを活用するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童生徒の見守りを行う。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報共有するとともに、保護者からの情報も必要に応じて収集する。

³¹ 情報モラル教育：情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する教育。

(案)

(2) いじめに関するアンケートや教育相談の計画的な推進

- 全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの学校独自アンケート及び教育相談を計画的かつ確実に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童生徒の心の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童生徒が自らＳＯＳを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであり、この際の対応によって児童生徒が大人に相談しても効果がないと感じると、それ以降大人には相談しない状態になることも考えられる。そのため学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に組織的に対応する。

5 家庭・地域との連携

(1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進

- いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有して、地域ぐるみの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に取り組む。
- ＰＴＡや地域の関係団体が集まる機会に、児童生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組など学校が計画した取組について、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。

(2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、いじめの防止についても参画を求める。

(3) 地域住民との交流

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童生徒の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童生徒の様々な側面を把握して、一人一人の指導に活かしていく。

6 いじめへの対処

(1) いじめへの対処

- いじめの疑いを把握した場合には、速やかに学校いじめ対策組織において対応方針を検討し、いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。
- いじめへの対処では、第4章の内容を踏まえて対応する。

(2) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の確認を第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- 児童生徒の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。
- 児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用するなどして、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整える。
- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

8 個別の対応状況に関する記録及び引継

- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

(案)

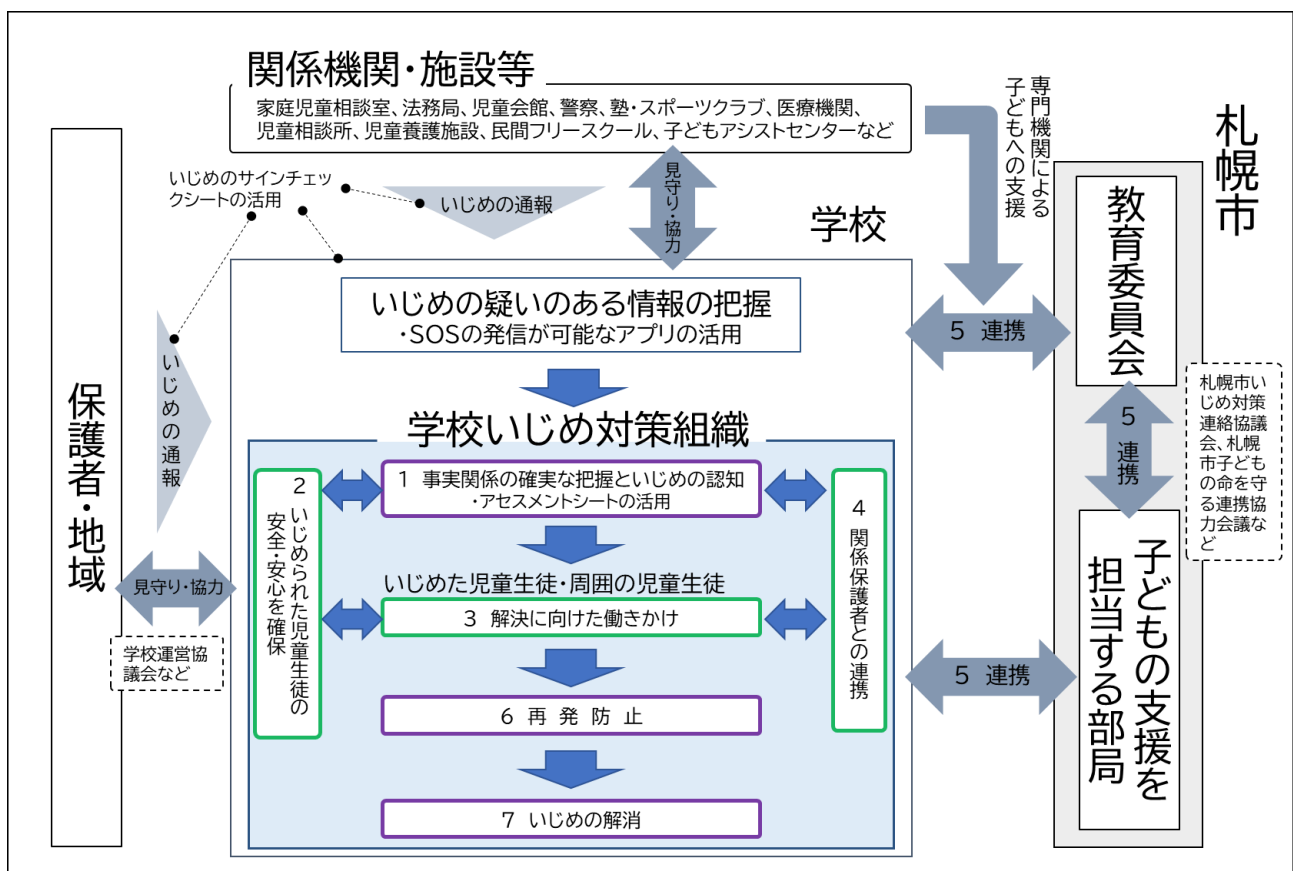
- 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間管理する。

9 緊急時の対応

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1～7の対処をチーム学校により速やかに確実に行う必要がある。



1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- 聴き取りの際は、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。

(案)

- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- いじめられた児童生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

(1) いじめた児童生徒への指導・対応

- いじめたという事実にとらわれず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

(2) 周りの児童生徒への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

(案)

- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

4 関係保護者との連携

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について速やかに教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

6 再発防止

- 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。(再掲)

7 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

(案)

るものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。
- 被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

第5章 重大事態への対処

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

1 重大事態とは

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義³²を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者

³² 不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

(案)

から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生した
ものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生時の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

(3) 調査の実施

ア 調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。

また、調査を実りあるものにするために、教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合う。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

★明確にする事項の例

- ・ いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか。

イ 調査の開始

重大事態の調査を行うことは、児童生徒の以後の生活等に影響を与えることが考えられるため、調査方法等について、事前に当該児童生徒及び保護者に説明する。

ウ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

(案)

(4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する所見をまとめた文書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

再調査について

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議³³」において行う。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(5) 調査結果の公表

調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

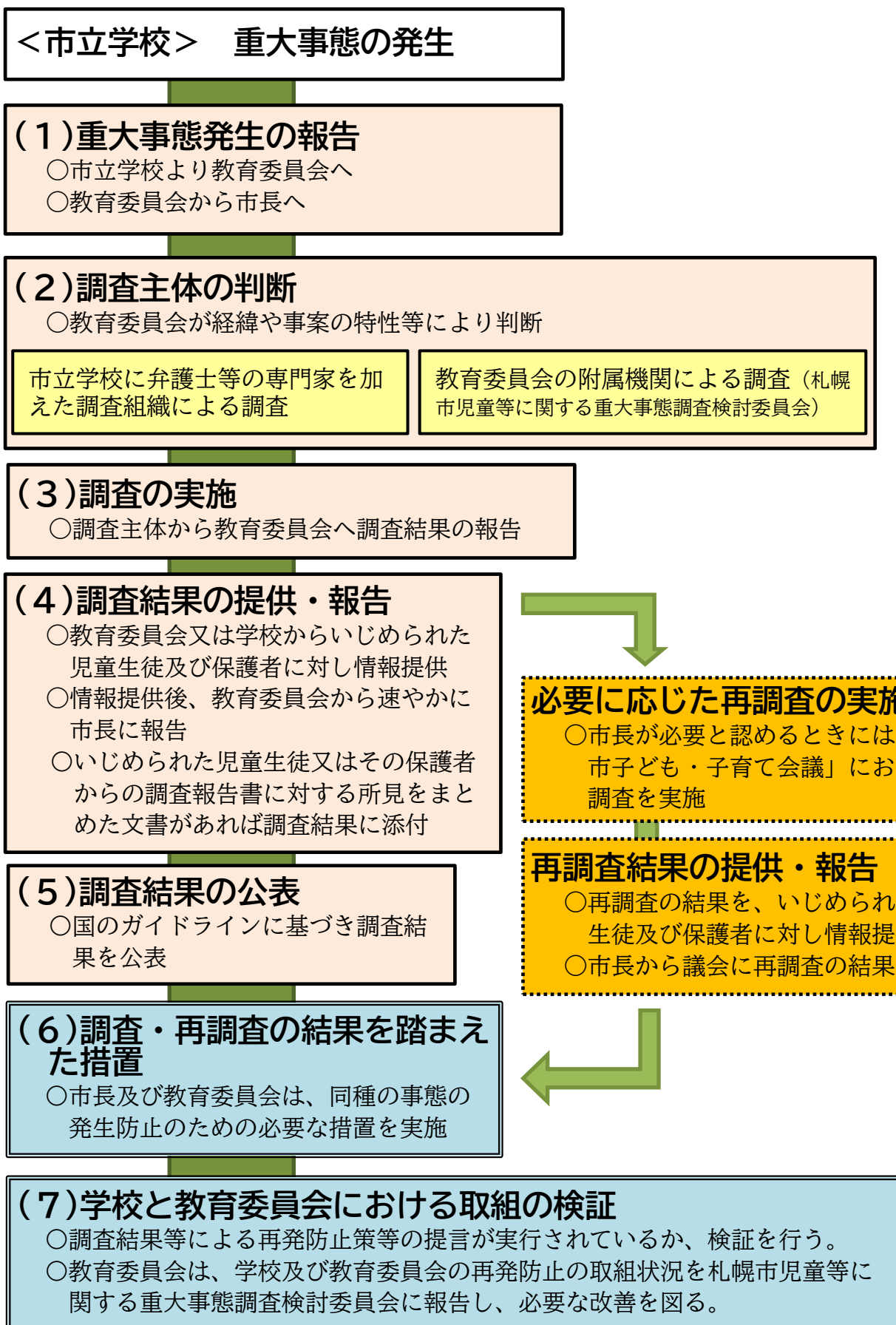
- 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。

³³ 札幌市子ども・子育て会議：札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議をする市長が設置する附属機関で、教育学の有識者や弁護士等で構成する。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



参考資料

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布、同年9月28施行）

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条－第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条－第21条）
- 第4章 いじめ防止等に関する措置（第22条－第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条－第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(案)

3 いじめの防止等ための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責務を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(案)

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(案)

(関係機関等との連携)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

(案)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対

(案)

する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(案)

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

4 第2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法

(案)

第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方について検討を行うものとする。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

(案)

- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

平成二十五年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、
専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

(案)

○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 (平成 20 年 11 月 7 日条例第 36 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 子どもの権利の普及 (第 4 条—第 6 条)

第 3 章 子どもにとって大切な権利 (第 7 条—第 11 条)

第 4 章 生活の場における権利の保障

第 1 節 家庭における権利の保障 (第 12 条・第 13 条)

第 2 節 育ち学ぶ施設における権利の保障 (第 14 条—第 19 条)

第 3 節 地域における権利の保障 (第 20 条—第 23 条)

第 4 節 参加・意見表明の機会の保障 (第 24 条—第 27 条)

第 5 節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障 (第 28 条)

第 6 節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援 (第 29 条—第 31 条)

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済 (第 32 条—第 44 条)

第 6 章 施策の推進 (第 45 条・第 46 条)

第 7 章 子どもの権利の保障の検証 (第 47 条・第 48 条)

第 8 章 雑則 (第 49 条)

附則

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にしている日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

(案)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(案)

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) かけがえのない自分を大切にすること。

(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 学び、遊び、休息すること。

(2) 健康的な生活を送ること。

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

(3) 適切な情報提供等の支援を受けること。

(4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

(案)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

(案)

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

(案)

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

- 2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

- 3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

- 4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができます。

- 5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

- 6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

(案)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(6) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(勧告等の実施)

第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(案)

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第41条 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

(案)

- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

- 2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(案)

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

発 行 平成 28 年（2016 年）6 月
第 1 回改定 令和 元年（2019 年）6 月
第 2 回改定 令和〇年（2024 年）〇月

札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課
〒060-0002
札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階
電話（011）211-3861 FAX（011）211-3862

学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

令和6年(2024年)2月26日提出

教育長 檜 田 英 樹

学校職員の懲戒処分に関する指針を別記のとおり改正する。

(理 由)

いじめへの対応及びわいせつ行為等に係る標準例を明確に示し、未然防止に向けて抑止力としての機能を強化すること及び刑法改正等を踏まえたわいせつ行為の標準例の新設等を目的として、指針を改正するため、本案を提出する。

「学校職員の懲戒処分に関する指針」の改正について

1 改正の理由

本市教育委員会においては、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止するため「学校職員の懲戒処分に関する指針(以下「指針」という。)」を定めており、これまでも研修等の様々な機会を通じて服務規律の徹底を図っているところであるが、依然として、不祥事の根絶には至っていない。

また、昨年からのいじめ重大事態に係る一連の対応及び昨今のわいせつ行為等に係る情勢を踏まえ、明文化されていなかった「いじめへの対応」及び「わいせつな言動」についても明確な基準を設ける必要性が生じた。

加えて、令和5年6月23日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)附則第15条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)附則第14条の規定により、教育職員性暴力等防止法の一部が改正され、令和5年7月13日に施行された。また、これに伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日文科科学省大臣決定)についても改訂された。

こうした状況を踏まえ、当委員会として、学校職員による非違行為に対して、厳正に対処する方針を明確に示すとともに、未然防止に向けた抑止力としての機能を強化することを目的として、指針を改正する。

2 改正内容

- (1) いじめへの対応について、不適切な指導及び言動等により児童生徒間のいじめに加担又は助長する行為については「免職、停職、減給又は戒告」を標準例とし、児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた場合は「停職、減給又は戒告」を標準例とする。
- (2) わいせつ行為等について、わいせつな言辞等の性的な言動をした職員は「停職、減給又は戒告」を標準例とし、繰り返した職員は「免職、停職又は減給」を標

準例とする。

- (3) わいせつ行為に係る表を別表に移行し、刑法等の改正内容を反映させる。

3 適用時期

令和6年（2024年）4月1日（月）

4 周知

議決後、速やかに各学校に周知し、ホームページに掲載する。

学校職員の懲戒処分に関する指針

〔平成24年7月18日〕
教育委員会決定

平成30年 1月30日 一部改正

平成31年 4月23日 一部改正

令和 元年12月17日 一部改正

令和 4年 3月29日 一部改正

令和 6年 月 日 一部改正

第1 基本事項

1 目的

札幌市においては、平成24年5月に懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、職員の非違行為を未然に防止する目的から「懲戒処分の指針」を策定した。

学校に勤務する職員の職務は、児童生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも高いモラルが求められるものである。また、処分の量定を決定する際には、児童生徒との関係や本市教育への影響を考慮することも必要とされる。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を、市長部局の指針を基本としつつ、学校現場に特有の事由を追加・補正した上で、策定するものである。

2 処分量定について

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

(4) 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

(5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

3 処分の加重について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を加重することができる。

- (1) 児童生徒の良好な教育環境や保護者等の信頼を著しく損なう事態を招いたとき
- (2) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (3) 非違行為を継続した期間が長期に渡るとき
- (4) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (5) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (6) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

4 処分の軽減等について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を軽減すること又は処分を行わないことができる。

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯等その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

5 報告義務

標準例に掲げるような非違行為を行った職員は、速やかに校（園）長に報告しなければならない。

なお、教育委員会への報告については、校（園）長が札幌市立学校管理規則に基づき対応するものとする。

第２ 標準例

１ 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく１０日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく１１日以上２０日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく２１日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行又は暴言により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(6) 公文書偽造、私文書偽造等

公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した職員は、免職、停職又は減給とする。

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 政治的行為の制限違反

地方公務員法第36条の規定又は教育公務員特例法第18条の規定若しくは人事院規則14-7に違反して政治的行為をした職員、及び政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員、並びに公務員又は教育上の地位を利用して選挙活動をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(11) 営利企業等従事

任命権者の許可なく、営利を目的とする会社等の役員等に就任し、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て何らかの事業又は事務に従事した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報盗難、紛失又は流出

過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(14) 個人情報 の 不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

(15) 不適切な事務処理

故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、具体的な行為の状況、その支障の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(16) ハラスメント行為

ハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の態様、悪質性の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(17) 収賄

職務に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

2 公金物品取扱い関係

(1) 横領

公金又は物品を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は物品を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は物品を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は物品を紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

(6) 物品損壊

故意に職場において物品を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において物品の出火を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。

る。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金物品処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 児童生徒に対する非違行為

(1) 体罰

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に常習的に、若しくは態様が特に悪質な体罰をし、又は体罰を行った事実を隠ぺいした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童生徒に上記ア及びイに掲げる以外の体罰をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 不適切な指導等

児童生徒に著しく不適切な指導又は言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) わいせつ行為等

ア 別表に掲げる児童生徒性暴力等をした職員は、免職とする。

イ 上記アに掲げる児童生徒性暴力等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ わいせつな言辞等の性的な言動（以下、「わいせつな言動」という。）をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ 上記ウにおいて、わいせつな言動を繰り返した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) いじめへの対応

ア 不適切な指導及び言動等により、児童生徒間のいじめに加担し、又は助長し、重大な状態を招いた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ 児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた職員は、停職、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、停職、減給又は戒告とする。

(5) 公務執行妨害

公務の執行を妨害した職員は免職、停職又は減給とする。

(6) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金及び物品を除く。）を横領した職員は、免職とする。

イ 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(9) 住居等侵入

正当な理由なく、人の住居等に侵入した職員は、免職、停職又は減給とする。

(10) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職とする。

(11) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、免職又は停職とする。

(12) 公租公課の滞納

公租公課を滞納し、給与の差押えを受けた場合で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等を所持、使用又は譲渡した職員は、免職とする。

(14) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(15) わいせつ行為等

ア **別表**に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。

イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(16) その他刑法又は特別刑法違反

上記に掲げるものを除くほか、刑法又は特別刑法（刑法以外の刑罰法規。条例を含む。）に規定する罪を犯した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、免職、停職又は減給とする。

第3 適用期日

本指針は、令和6年4月1日以降に発生した非違行為より適用する。

第4 交通事故・違反の基準等について

交通事故・違反の基準等については、「学校職員の交通事故等に係る措置について」（平成18年2月6日）によるものとする。

別表

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 不同意 わいせつ（第176条） 不同意 性交等（第177条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 不同意 わいせつ等致死傷（第181条） 十六歳未満の者に対する面会要求等（第182条） 淫行勧誘（第183条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	性的姿態等撮影（第2条） 性的映像記録提供等（第3条） 性的映像記録保管（第4条） 性的姿態等映像送信（第5条） 性的姿態等映像記録（第6条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

標準例一覧（学校職員の懲戒処分に関する指針）

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10 日以内	-	-	●	●
	イ 11 日以上 20 日以内	-	●	●	-
	ウ 21 日以上	●	●	-	-
	(2) 遅刻・早退	-	-	●	●
	(3) 休暇の虚偽申請	-	●	●	●
	(4) 勤務態度不良	-	●	●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為（暴行・暴言）	●	●	●	●
	(6) 公文書偽造等	●	●	●	-
	(7) 虚偽報告	-	●	●	●
	(8) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加	-	-	●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●	-	-
	(9) 守秘義務違反				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●	-	-
	（自己の不正な利益を図る目的）	●	-	-	-
	イ 情報セキュリティ対策懈怠による秘密漏えい	-	●	●	●
	(10) 政治的行為の制限違反	●	●	●	●
	(11) 営利企業等の従事制限違反	●	●	●	●
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集	-	-	●	●
	(13) 個人情報の盗難・紛失・流出	-	-	●	●
	(14) 個人情報の不当利用	●	●	●	-
	(15) 不適切な事務処理	●	●	●	●
	(16) ハラスメント行為	●	●	●	●
	(17) 収賄	●	-	-	-
2 公 金 物 品 取 扱 い	(1) 横領	●	-	-	-
	(2) 窃取	●	-	-	-
	(3) 詐取	●	-	-	-
	(4) 紛失	-	-	●	●
	(5) 盗難	-	-	●	●
	(6) 物品損壊	-	●	●	●
	(7) 失火	-	-	●	●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	●	●	●	●
	(9) 公金物品処理不適正	●	●	●	●
	(10) コンピュータの不適正使用	-	●	●	●

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
3 児童生徒に対する非違行為	(1) 体罰				
	ア 死亡又は重大な後遺症が残る傷害を伴う体罰	●	●	-	-
	イ 常習的若しくは悪質な体罰又は体罰の隠ぺい	●	●	●	-
	ウ 上記ア及びイ以外の体罰	-	●	●	●
	(2) 著しく不適切な指導又は言動	-	●	●	●
	(3) わいせつ行為等				
	ア 児童生徒性暴力等	●	-	-	-
	イ 上記アに類似する行為	●	●	●	-
	ウ わいせつな言辞等の性的な言動	-	●	●	●
	エ 上記ウを繰り返した場合	●	●	●	-
	(4) いじめへの対応				
4 公務外非行関係	ア 加担・助長	●	●	●	●
	イ 適切な対応の懈怠・放置	-	●	●	●
	(1) 放火	●	-	-	-
	(2) 殺人	●	-	-	-
	(3) 傷害	●	●	●	-
	(4) 暴行・けんか	-	●	●	●
	(5) 公務執行妨害	●	●	●	-
	(6) 器物損壊	-	●	●	●
	(7) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物	●	-	-	-
	イ 遺失物等	-	●	●	●
	(8) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●	-	-
	イ 強盗	●	-	-	-
	(9) 住居等侵入	●	●	●	-
	(10) 詐欺・恐喝	●	-	-	-
	(11) 賭博				
	ア 賭博	-	-	●	●
	イ 常習賭博	●	●	-	-
	(12) 公租公課の滞納	-	●	●	●
	(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●	-	-	-
	(14) 酩酊による粗野な言動等	-	●	●	●
	(15) わいせつ行為等	-	-	-	-
	ア 別表に掲げるわいせつ行為等	-	-	-	
	イ 上記アに類似する行為	●	●	●	-
	(16) その他刑法又は特別刑法違反	●	●	●	●

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
5 監督責任	(1) 指導監督不適正	-	-	●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認	●	●	●	-

別表

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 不同意わいせつ（第176条） 不同意性交等（第177条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 不同意わいせつ等致死傷（第181条） 十六歳未満の者に対する面会要求等（第182条） 淫行勧誘（第183条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的の人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	性的姿態等撮影（第2条） 性的映像記録提供等（第3条） 性的映像記録保管（第4条） 性的姿態等映像送信（第5条） 性的姿態等映像記録（第6条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

学校職員の懲戒処分に関する指針 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第1 基本事項 (略) 第2 標準例 1～2 (略) 3 児童生徒に対する非違行為 (1)～(2) (略)	第1 基本事項 (現行のとおり) 第2 標準例 1～2 (現行のとおり) 3 児童生徒に対する非違行為 (1)～(2) (略) <u>(3) わいせつ行為等</u> <u>ア 別表に掲げる児童生徒性暴力等をした職員は、免職とする。</u> <u>イ 上記アに掲げる児童生徒性暴力等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。</u> <u>ウ わいせつな言辞等の性的な言動(以下、「わいせつな言動」という。)をした職員は、停職、減給又は戒告とする。</u> <u>エ 上記ウにおいて、わいせつな言動を繰り返した職員は、免職、停職又は減給とする。</u> <u>(4) いじめへの対応</u> <u>ア 不適切な指導及び言動等により、児童生徒間のいじめに加担し、又は助長し、重大な状態を招いた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u> <u>イ 児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた職員は、停職、減給又は戒告とする。</u>	(3)新設 (4)新設

4 公務外非行関係

(1)～(14) (略)

(15) ア 次の表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条）
	わいせつ物頒布等（第175条）
	<u>強制</u> わいせつ（第176条）
	<u>強制</u> 性交等（第177条）
	<u>準強制わいせつ及び準強制性交等（第178条）</u>
児童買春、 児童ポルノ に係る行為	監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条）
	<u>強制</u> わいせつ等致死傷（第181条）
	淫行勧誘（第182条）
児童買春、 児童ポルノ に係る行為	児童買春（第4条）
	児童買春周旋（第5条）
	児童買春勧誘（第6条）

4 公務外非行関係

(1)～(14) (現行のとおり)

(15) ア 別表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。

等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的人身売買等（第8条）		
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）		
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）		
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等） （第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）		
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）		
上記に類似する法令違反行為			

イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。 (16) その他刑法又は特別刑法違反 (略) 5 監督責任関係 (略) 第3 適用期日 本指針は、令和4年1月1日以降に発生した非違行為より適用する。 第4 交通事故・違反の基準等について (略)	イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。 (16) その他刑法又は特別刑法違反 (略) 5 監督責任関係 (略) 第3 適用期日 本指針は、令和6年4月1日以降に発生した非違行為より適用する。 第4 交通事故・違反の基準等について (現行のとおり) 別表 <table><tr><th>法 令</th><th>行 為</th></tr><tr><td rowspan="7">刑法</td><td>公然わいせつ (第174条)</td></tr><tr><td>わいせつ物頒布等 (第175条)</td></tr><tr><td><u>不同意</u>わいせつ (第176条)</td></tr><tr><td><u>不同意</u>性交等 (第177条)</td></tr><tr><td>監護者わいせつ及び監護者性交等 (第179条)</td></tr><tr><td><u>不同意</u>わいせつ等致死傷 (第181条)</td></tr><tr><td><u>十六歳未満の者に対する面会要求等</u> (第182条)</td></tr></table>	法 令	行 為	刑法	公然わいせつ (第174条)	わいせつ物頒布等 (第175条)	<u>不同意</u> わいせつ (第176条)	<u>不同意</u> 性交等 (第177条)	監護者わいせつ及び監護者性交等 (第179条)	<u>不同意</u> わいせつ等致死傷 (第181条)	<u>十六歳未満の者に対する面会要求等</u> (第182条)	適用期日を変更 刑法改正に伴い強制を不同意に修正 新設に伴い追加
法 令	行 為											
刑法	公然わいせつ (第174条)											
	わいせつ物頒布等 (第175条)											
	<u>不同意</u> わいせつ (第176条)											
	<u>不同意</u> 性交等 (第177条)											
	監護者わいせつ及び監護者性交等 (第179条)											
	<u>不同意</u> わいせつ等致死傷 (第181条)											
	<u>十六歳未満の者に対する面会要求等</u> (第182条)											

		淫行勧誘（第183条）	前条新設に伴い修正
	児童買春、 児童ポルノ に係る行為 等の規制及 び処罰並び に児童の保 護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的の人身売買等（第8条）	
	軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）	
	ストーカー 行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）	
	<u>性的な姿態 を撮影する 行為等の処 罰及び押収 物に記録さ</u>	<u>性的姿態等撮影（第2条）</u> <u>性的映像記録提供等（第3条）</u> <u>性的映像記録保管（第4条）</u> <u>性的姿態等映像送信（第5条）</u> <u>性的姿態等映像記録（第6条）</u>	新設に伴い追加

		<u>れた性的な 姿態の映像 に係る電磁 的記録の消 去等に関す る法律</u>		
		北海道青少 年健全育成 条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等） （第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）	
		北海道迷惑 行為防止条 例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）	
		上記に類似する法令違反行為		

学校職員の懲戒処分に関する指針

〔平成24年7月18日〕
〔教育委員会決定〕

平成30年 1月30日 一部改正

平成31年 4月23日 一部改正

令和 元年12月17日 一部改正

令和 4年 3月29日 一部改正

第1 基本事項

1 目的

札幌市においては、平成24年5月に懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、職員の非違行為を未然に防止する目的から「懲戒処分の指針」を策定した。

学校に勤務する職員の職務は、児童生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも高いモラルが求められるものである。また、処分の量定を決定する際には、児童生徒との関係や本市教育への影響を考慮することも必要とされる。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を、市長部局の指針を基本としつつ、学校現場に特有の事由を追加・補正した上で、策定するものである。

2 処分量定について

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものである

か

(5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

3 処分の加重について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を加重することができる。

- (1) 児童生徒の良好な教育環境や保護者等の信頼を著しく損なう事態を招いたとき
- (2) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (3) 非違行為を継続した期間が長期に渡るとき
- (4) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (5) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (6) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

4 処分の軽減等について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を軽減すること又は処分を行わないことができる。

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯等その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

5 報告義務

標準例に掲げるような非違行為を行った職員は、速やかに校（園）長に報告しな

ければならない。

なお、教育委員会への報告については、校（園）長が札幌市立学校管理規則に基づき対応するものとする。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行又は暴言により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(6) 公文書偽造、私文書偽造等

公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した職員は、免職、停職又は減給とする。

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第３７条第１項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の
争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、
減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第３７条第１項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法
な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、
免職又は停職とする。

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生
じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益
を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったこと
により、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員
は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 政治的行為の制限違反

地方公務員法第３６条の規定又は教育公務員特例法第１８条の規定若しくは人
事院規則１４－７に違反して政治的行為をした職員、及び政治的行為を行うよう
職員に求める等の行為をした職員、並びに公務員又は教育上の地位を利用して選
挙活動をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(11) 営利企業等従事

任命権者の許可なく、営利を目的とする会社等の役員等に就任し、若しくは自
ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て何らかの事業又は事務に従事
した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に
属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報盗難、紛失又は流出

過失により個人情報盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生
じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(14) 個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報や自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

(15) 不適切な事務処理

故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、具体的な行為の状況、その支障の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(16) ハラスメント行為

ハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の態様、悪質性の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(17) 収賄

職務に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

2 公金物品取扱い関係

(1) 横領

公金又は物品を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は物品を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は物品を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は物品を紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

(6) 物品損壊

故意に職場において物品を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において物品の出火を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金物品処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 児童生徒に対する非違行為

(1) 体罰

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に常習的に、若しくは態様が特に悪質な体罰をし、又は体罰を行った事実を隠ぺいした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童生徒に上記ア及びイに掲げる以外の体罰をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 不適切な指導等

児童生徒に著しく不適切な指導又は言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、停職、減給又は戒告とする。

(5) 公務執行妨害

公務の執行を妨害した職員は免職、停職又は減給とする。

(6) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金及び物品を除く。）を横領した職員は、免職とする。

イ 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(9) 住居等侵入

正当な理由なく、人の住居等に侵入した職員は、免職、停職又は減給とする。

(10) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職とする。

(11) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、免職又は停職とする。

(12) 公租公課の滞納

公租公課を滞納し、給与の差押えを受けた場合で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等を所持、使用又は譲渡した職員は、免職とする。

(14) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(15) わいせつ行為等

ア 次の表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 強制わいせつ（第176条） 強制性交等（第177条） 準強制わいせつ及び準強制性交等（第178条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 強制わいせつ等致死傷（第181条） 淫行勧誘（第182条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的の人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(16) その他刑法又は特別刑法違反

上記に掲げるものを除くほか、刑法又は特別刑法（刑法以外の刑罰法規。条例を含む。）に規定する罪を犯した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、免職、停職又は減給とする。

第3 適用期日

本指針は、令和4年4月1日以降に発生した非違行為より適用する。

第4 交通事故・違反の基準等について

交通事故・違反の基準等については、「学校職員の交通事故等に係る措置について」（平成18年2月6日）によるものとする。

標準例一覧（学校職員の懲戒処分に関する指針）

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10 日以内			●	●
	イ 11 日以上 20 日以内		●	●	
	ウ 21 日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退			●	●
	(3) 休暇の虚偽申請		●	●	●
	(4) 勤務態度不良		●	●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為（暴行・暴言）	●	●	●	●
	(6) 公文書偽造等	●	●	●	
	(7) 虚偽報告		●	●	●
	(8) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(9) 守秘義務違反				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	（自己の不正な利益を図る目的）	●			
	イ 情報セキュリティ対策の懈怠による秘密漏えい		●	●	●
	(10) 政治的行為の制限違反	●	●	●	●
	(11) 営利企業等の従事制限違反	●	●	●	●
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(13) 個人情報盗難・紛失・流出			●	●
	(14) 個人情報の不当利用	●	●	●	
	(15) 不適切な事務処理	●	●	●	●
	(16) ハラスメント行為	●	●	●	●
	(17) 収賄	●			
2 公 金 物 品 取 扱 い	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失			●	●
	(5) 盗難			●	●
	(6) 物品損壊		●	●	●
	(7) 失火			●	●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	●	●	●	●
	(9) 公金物品処理不適正	●	●	●	●
	(10) コンピュータの不適正使用		●	●	●

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
3	(1) 体罰				
	ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰を行った場合	●	●		
	イ 児童生徒に常習的に、若しくは態様が特に悪質な体罰をし、又は体罰を行った事実を隠ぺいした場合	●	●	●	
	ウ 児童生徒に上記ア及びイ以外の体罰を行った場合		●	●	●
	(2) 児童生徒に対して著しく不適切な指導又は言動を行った場合		●	●	●
4	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害	●	●	●	
	(4) 暴行・けんか		●	●	●
	(5) 公務執行妨害	●	●	●	
	(6) 器物損壊		●	●	●
	(7) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物	●			
	イ 遺失物等		●	●	●
	(8) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(9) 住居等侵入	●	●	●	
	(10) 詐欺・恐喝	●			
	(11) 賭博				
	ア 賭博			●	●
	イ 常習賭博	●	●		
	(12) 公租公課の滞納		●	●	●
	(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●			
	(14) 酩酊による粗野な言動等		●	●	●
	(15) わいせつ行為等				
	ア 次の表（※）に掲げるわいせつ行為等（未遂を含む。）	●			

	イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為	●	●	●	
(16)	その他刑法又は特別刑法違反	●	●	●	●

事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
5 監督責任	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認	●	●	●	

※「4 公務外非行関係 (15) わいせつ行為等 ア」の表

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 強制わいせつ（第176条） 強制性交等（第177条） 準強制わいせつ及び準強制性交等（第178条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 強制わいせつ等致死傷（第181条） 淫行勧誘（第182条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） （第18条、第19条、第20条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

懲戒処分の指針（児童生徒に対するわいせつな言動関連）

40都府県/47, 17市/20

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分量定
北海道		
青森県	わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	免職、停職又は減給
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職、減給又は戒告
岩手県	児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした職員	停職、減給又は戒告
	児童生徒に対し、特に悪質なわいせつな言辞等の性的な言動をした職員	免職
宮城県		
秋田県	セクシュアル・ハラスメントを行った場合	停職、減給又は戒告
山形県	児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した者	免職又は停職
	児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った者	停職、減給又は戒告
	わいせつな行為等ではないが、児童生徒に対し、不適切な言動等を行った者	停職、減給又は戒告
福島県	児童生徒に対して、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った場合	停職又は減給
	上記においてわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質な場合	免職又は停職
茨城県	わいせつな言辞等の性的な言動又はこれと同等の行為を行った教職員	停職又は減給
	上記において常習的であるなど特に悪質な場合	免職
栃木県	セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合において、セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なとき	免職又は停職
群馬県	児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動等を行った教職員	停職、減給又は戒告
	特に悪質な場合	免職
埼玉県	職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動等不適切な行為を行った職員	停職又は減給
	この場合において不適切な行為が特に悪質なとき	免職
千葉県	児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職又は減給
	性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合	免職
東京都	手段を問わず、わいせつな内容を送信等した場合	免職又は停職
	手段を問わず、わいせつな行為の誘導・誘惑を行った場合	免職又は停職
	性的羞恥心を害するような言動を繰り返して行った場合	免職又は停職
	性的な冗談、からかい、食事・デートへの執のような誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合（交際を求める、正当な理由なく自宅へ入れたり、所属長の承認を受けることなく、自家用自動車等に同上させたりする等を含む。）	停職、減給又は戒告
神奈川県	セクシュアル・ハラスメント	免職
新潟県	セクシュアル・ハラスメントを行なった職員	免職、停職、減給又は戒告
富山県	児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合	免職又は停職
石川県	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的なからかいやつきまとい等の性的な言動を行った教職員	免職、停職、減給又は戒告
	性的なからかいやつきまとい等の性的不快感を与える言動を繰り返したり、執拗にデート等に誘ったりするなど悪質なとき	免職又は停職
福井県	児童・生徒を不快にさせる性的な言動をした場合	停職
	上記の行為を繰り返すなど、特に悪質なとき	免職
山梨県	セクシュアル・ハラスメントをして教職員	免職、停職、減給又は戒告
	児童生徒との間で、ソーシャルネットワークサービスや電子メール等を用いて私的なやり取りを行った職員 ※ただし、業務上必要な連絡を行う場合で、保護者及び学校管理職の許可を得ているときは、この限りではない。	戒告
長野県	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った職員	免職、停職、減給又は戒告
岐阜県	わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した教職員	免職、停職又は減給
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職、停職又は減給
静岡県	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った場合	免職、停職、減給又は戒告
	児童生徒に対し、電子メール及びＳＮＳ等を利用して、緊急の連絡を必要とするなどの相当の理由なく私的なやりとりを行った場合	戒告
	緊急等以外の私的な理由で児童生徒を教職員の自家用車に乗車させる、児童生徒に金品を渡すなど、児童生徒性暴力等につながり得る行為をした場合	戒告
愛知県	わいせつ行為ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な行為をした教職員	免職、停職、減給又は戒告
三重県	児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした教職員等	停職、減給又は戒告

一歩	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なとき	免職又は停職
滋賀県		
京都府	セクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる職場における性的な言動及び職場外における性的な言動をいい、性的な言動には、口頭での発言に限らず、SNSや電子メール、手紙等を用いることも含む。）を繰り返し行った教職員	停職又は減給
	上記の場合において、セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行ったことにより相手に重大な被害又は不利益を与えた教職員	免職又は停職
	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告
大阪府	相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすること。	停職、減給又は戒告
	上記の項のうち、常習的に性的な言動をすること。	免職
兵庫県	児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
奈良県	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員	免職、停職、減給又は戒告
和歌山県	児童生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行った場合	免職、停職、減給又は戒告
鳥取県		
島根県	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
岡山県	児童等に対してセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等をいう。以下同じ。）を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合において、特に悪質と認められるとき	免職
広島県	児童・生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員	停職、減給又は戒告
	セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合	免職
山口県		
徳島県	児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	免職、停職又は減給
香川県		
愛媛県	児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動（（1）に該当するものを除く。）を行った教職員	停職、減給又は戒告
高知県	児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質なとき	免職又は停職
福岡県		
佐賀県	セクシュアルハラスメントをした教職員	免職、停職、減給又は戒告
長崎県	児童生徒等に対して性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	停職、減給又は戒告
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	免職又は停職
熊本県	セクシュアル・ハラスメントをした職員	免職、停職又は減給
大分県	スクール・セクハラ（学校の内外において、教職員が、児童生徒を深いにさせる性的言動をいう。）を行った者	免職、停職、減給又は戒告
宮崎県	わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。）を繰り返した者	免職
	わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	免職
	わいせつな言辞等の性的言動を行った者	免職、停職又は減給
鹿児島県	児童生徒等にセクシュアル・ハラスメント（「児童生徒性暴力等」を除く。）をした教職員	停職、減給又は戒告
沖縄県	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的な内容のSNSを利用した情報発信、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を行った教職員	免職又は停職
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職
	わいせつな言辞等の性的な言動をした職員	停職、減給又は戒告
札幌市		
仙台市	セクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給又は戒告
さいたま市	職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動等不適切な行為を行った教職員	停職又は減給
	上記の場合において不適切な行為が特に悪質なとき	免職
千葉市	児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職又は減給
	児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり（職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。）を執拗に繰り返す等した職員	減給又は戒告
川崎市	児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントをした職員	免職、停職又は減給
横浜市	児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメントをした職員	免職又は停職
相模原市	児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員	停職又は減給

	上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員	減給又は戒告
新潟市	幼児児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	免職、停職、減給又は戒告
静岡市	児童生徒等に悪質なセクシュアルハラスメントを行った職員	免職又は停職
	児童生徒等にセクシュアルハラスメントを行った職員	停職、減給又は戒告
浜松市	セクハラ行為を行った場合	免職、停職、減給又は戒告
名古屋市		
京都市	児童生徒性暴力等に至らないセクシュアルハラスメントを行った職員	停職、減給又は戒告
	上記においてセクシュアルハラスメントを繰り返し行った職員	免職又は停職
大阪市	児童等又は保護者等に対して性的言動を行うこと	停職、減給又は戒告
	前項に掲げる行為により、児童等に著しく不安又は不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	免職
堺市	児童又は生徒にわいせつな言動をすること	停職、減給又は戒告
	児童又は生徒にわいせつな言動を繰り返すこと	免職
	上記の場合において、児童又は生徒を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること	免職
神戸市	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的行為と受け取られる身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	免職
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職又は減給
岡山市	幼児児童生徒に対しわいせつな言辞等の性的な言動を行うこと。	免職、停職又は減給
広島市	児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為をした職員	停職、減給又は戒告
	セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合	免職
北九州市	児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為をした職員	停職、減給又は戒告
福岡市		
熊本市	児童生徒に対して、セクシュアル・ハラスメントをした職員	免職、停職又は減給

懲戒処分の指針（いじめ関連）

5都県/47, 10市/20

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分量定
北海道		
青森県		
岩手県	児童生徒を傷つけ、又は児童生徒間のいじめを助長するなどの不適切な言動をし、かつ、その様態が特に悪質であった場合若しくは常習的に行っていた場合又は当該不適切な言動により児童生徒に重度の精神的苦痛を与えた場合	免職又は停職
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都	児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行った場合で、その内容が悪質である場合、児童・生徒の苦痛の程度が重い場合（欠席・不登校等）、隠ぺいや常習性がある場合等を総合的に判断	免職又は停職
	児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行った場合	減給又は戒告
神奈川県	児童生徒の心を傷つける言動、児童生徒間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等	
	児童生徒の被害の程度が重い場合、常習的に行っていた場合、不適切な言動等の態様が特に悪質な場合	免職、停職又は減給
	上記以外の場合	被害状況等に応じて決定
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県	「児童生徒への不適切な言動等」の項目において処分対象とする	免職、停職、減給又は戒告
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県	児童生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害を生じさせ、又は児童生徒に相当期間学校を欠席することを余儀なくさせたいじめに関して、当該いじめを助長した職員	停職又は減給
	上記いじめに関して、当該いじめの防止等において、明らかな不作為があった職員	減給又は戒告
	上記いじめに関して、当該いじめの発生当時校長であった職員	減給又は戒告
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		

札幌市		
仙台市	不適切な指導及び言動により、結果として児童生徒間のいじめを助長し、重大な状態を招いた場合	免職、停職、減給又は戒告
	児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた場合	停職、減給又は戒告
さいたま市		
千葉市		
川崎市	児童生徒間のいじめに対し適切な対応がされなかった場合	戒告
	※いじめに関する一連の措置は、児童生徒に被害を生じさせないために必要不可欠な職務上の義務であり、その義務懈怠の結果が重大であった場合は、量定を加重する。	
横浜市	児童生徒に対するいわゆるいじめ等又は常習的に不適切な指導、言動又は対応をした職員	免職又は停職
	児童生徒に対して不適切な指導、言動又は対応をした職員	停職、減給又は戒告
	※不適切な指導、言動又は対応については、安全配慮義務や、いじめに対する対応など、本来措置を講ずるべきことについて、職員が故意又は重大な過失により怠った場合を含む	
相模原市	(児童生徒の心を傷つける言動や児童生徒間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等	
	児童生徒の被害の程度が重い行為をした、常習的に行っていた、又は、特に悪質な不適切な言動等を行った教職員	免職、停職又は減給
	上記以外の行為をした教職員は、不適切な言動等の態様、児童生徒の被害の状況等に応じて処分を決定	
新潟市	幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員で、重大な事態を招いた場合、その様態が特に悪質な場合、又は隠ぺいや常習性がある場合	免職、停職又は減給
	幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員で、重大な事態を招いた場合、その様態が悪質な場合	停職、減給又は戒告
静岡市		
浜松市		
名古屋市	児童生徒間のいじめ等に間接的に加担し、又は助長した職員	免職、停職、減給又は戒告
京都市	児童等へのいじめに加担した教職員、及び児童等へのいじめを助長した教職員、並びに児童等へのいじめを把握しているにもかかわらず、これを放置した教職員	免職、停職、減給又は戒告
大阪市		
堺市		
神戸市	重大事態が生じた場合において、児童生徒間のいじめに加担、あるいはいじめを助長したことが明らかで、その程度が悪質である場合	免職、停職又は減給
	重大事態が生じた場合において、児童生徒間のいじめの実態を把握、あるいはいじめの事実があると疑われる状況を認識しながら、適切な対応を怠ったことが明らかで、その程度が悪質である場合	停職、減給又は戒告
	※重大事態とは「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の定めによる。 ※重大事態に至らない場合においても、いじめによる被害が相当程度であることが認められるときは、この指針を参考に判断する。	
岡山市		
広島市		
北九州市	児童生徒等間のいじめに加担した職員、児童生徒等間のいじめを助長した職員及び児童生徒等間のいじめを把握しているにもかかわらず、これを放置した職員	免職、停職、減給又は戒告
福岡市	いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項のいじめをいう。）への加担、助長、同法第23条第1項の適切な措置の懈怠その他の不適切な行為により、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、又はその生命若しくは身体に重大な危惧を生じさせた場合	体罰の例による (免職、停職、減給又は戒告)
熊本市		

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 基本指針（第十二条）
- 第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置（第十三条—第十六条）
- 第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等（第十七条—第二十一条）
- 第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等（第二十二条・第二十三条）
- 第六章 雑則（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童

生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

三 刑法第百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。

四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

（児童生徒性暴力等の禁止）

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（基本理念）

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。

- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。
- 4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。
- 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（任命権者等の責務）

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

- 2 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。
- 3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校の設置者の責務）

第八条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校の責務）

第九条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（教育職員等の責務）

第十条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍す

る児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（法制上の措置等）

第十一条 国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第十二条 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
- 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
- 三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置

（教育職員等に対する啓発等）

第十三条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（児童生徒等に対する啓発）

第十四条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十条第一項（第二十一条にお

いて準用する場合を含む。)の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

(データベースの整備等)

第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等

(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置)

第十八条 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。

3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者(公務員に限る。)は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の定めるところにより告発をしなければならない。

4 学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 5 学校は、前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。
- 6 学校は、第四項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 7 学校は、第四項の場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

（専門家の協力を得て行う調査）

第十九条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- 2 学校の設置者は、前項の調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

（学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等）

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

（教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用）

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該学校の児童生徒等に対するものに限る。）について準用する。

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第二十二条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

- 2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六章 雑則

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二十二條の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

附 則 （令和五年六月二三日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第百八十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

附 則 （令和五年六月二三日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第二条関係）	8
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第三条関係）	10
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）	15
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第七条関係）	17
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第八条関係）	18
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第十条関係）	19
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十二条関係）	20
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（附則第十三条関係）	22
○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 （令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	23
○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）	24
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十八条関係）	25

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

改正後	目次
改正前	目次

目次

第一編（略）

第二編 罪

第一章より第二十一章（略）

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

（第七十四条―第八十四条）

第二十三章より第四十章（略）

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 四（略）

五 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）並びに第八十四条（重婚）の罪

六 十三（略）

十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・不同意性交等及び同致死）並びに第二百四十三條（未遂罪）の罪

目次

第一編（略）

第二編 罪

第一章より第二十一章（略）

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

（第七十四条―第八十四条）

第二十三章より第四十章（略）

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 四（略）

五 第七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）及び第八十四条（重婚）の罪

六 十三（略）

十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三條（未遂罪）の罪

十五ノ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第一百七十六條、第一百七十七條及び第一百七十九條から第八十一条まで(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)の罪

二ノ五 (略)

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・不同意性交等及び同致死)の罪並びにこれらの罪(同条第一項の罪を除く。)の未遂罪

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

(不同意わいせつ)

第一百七十六條 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受け

十五ノ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第一百七十六條から第八十一条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)の罪

二ノ五 (略)

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏酔強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・強制性交等及び同致死)の罪並びにこれらの罪(同条第一項の罪を除く。)の未遂罪

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第一百七十六條 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

たこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあつたこと。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があつたこと。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつたこと。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

二 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

三 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由そ

（強制性交等）

第百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を

の他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2| 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3| 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第一百七十八条 削除

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2| 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

護する者であることによる影響力があることに乗じて
わいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例
による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者で
あることによる影響力があることに乗じて性交等をし
た者は、第百七十七条第一項の例による。

(未遂罪)

第百八十条 第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪
の未遂は、罰する。

(不同意わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一
項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死
傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又は
これらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者
は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対
し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者(当該
十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、
その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者
に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金に処する。

護する者であることによる影響力があることに乗じて
わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者で
あることによる影響力があることに乗じて性交等をし
た者は、第百七十七条の例による。

(未遂罪)

第百八十条 第百七十六条から前条までの罪の未遂は、
罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条、第百七十八条第一項若し
くは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪
を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以
上の懲役に処する。

2 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第百七
十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よ
って人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に
処する。

(新設)

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

（淫行勧誘）
第百八十三条 （略）

（淫行勧誘）
第百八十二条 （略）

(削る)

(強盗・不同意性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第二百七十七条の罪若しくはその未遂罪を犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2・3

(略)

第百八十三条 削除

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第二百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2・3

(略)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第二条関係）

改正後	改正前
第二百五十条（略） ②（略） ③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。 一 刑法第八十一条の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第二百四十一条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年 二 刑法第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪十五年 三 刑法第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年 ④ 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わつた時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。	第二百五十条（略） ②（略） （新設） （新設）

[

-

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第三条関係）

改正後	改正前
第百五十七條の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。 一 刑法第百七十六條、第百七十七條、第百七十九條、第百八十一條若しくは第百八十二條の罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七條第一項（同法第二百二十五條又は第二百二十六條の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者 二・三 （略） ②④ （略） 第二百五十條 （略）	第百五十七條の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。 一 刑法第百七十六條から第百七十九條まで若しくは第百八十一條の罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七條第一項（第二百二十五條又は第二百二十六條の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者 二・三 （略） ②④ （略） 第二百五十條 （略）

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第七十七条若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六条若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 十二年

④ (略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 十二年

④ (略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第

第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）
②④（略）

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一（略）
二 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第二百一条、第二百十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪
三〃五（略）
②・③（略）

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその

第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）
②④（略）

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一（略）
二 刑法第七十六条から第七十九条まで、第二百一条、第二百十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪
三〃五（略）
②・③（略）

（新設）

状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができ。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百五十五条若しくは第二百二十六条の第二項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百五十五条又は第二百二十六条の第二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条 第三百二十一条から前条までに掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十三条 前三条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）

改正後	改正前
（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 （略） 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イ （略） ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十三条、第八十五条、第八十六条、第二百二十四条、第二百五十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に	（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 （略） 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イ （略） ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第二百二十四条、第二百五十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
 は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
 二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
 、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
 若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪
 ハ
 ヲ
 三
 ヲ
 十
 一
 （略）
 二
 ヲ
 四
 （略）

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
 は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
 二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
 、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
 若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪
 ハ
 ヲ
 三
 ヲ
 十
 一
 （略）
 二
 ヲ
 四
 （略）

○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第七条関係）

改正後	改正前
第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、<u>第一百七十五条</u>、<u>第八十二条</u>又は<u>第八十三条</u>の罪 二、四 （略）	第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、<u>第一百七十五条</u>又は<u>第八十二条</u>の罪 二、四 （略）

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第八条関係）

改正後	改正前
別表第三（第六条の二関係） 一（略） 二 イ（略） カ 刑法第百七十六条（不同意わいせつ）又は第百七十七条（不同意性交等）の罪 ヨ ム（略） 三 九十二（略）	別表第三（第六条の二関係） 一（略） 二 イ（略） カ 刑法第百七十六条から第百七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪 ヨ ム（略） 三 九十二（略）

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）
（附則第十条関係）

改正後	改正前
（損害賠償命令の申立て） 第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。 一 （略） 二 次に掲げる罪又はその未遂罪 イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条条（不同意わいせつ）、第七十七条（不同意性交等）又は第七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪 ロ、ニ （略） 2・3 （略）	（損害賠償命令の申立て） 第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。 一 （略） 二 次に掲げる罪又はその未遂罪 イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条条から第七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪 ロ、ニ （略） 2・3 （略）

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（附則第十二条関係）

改正後	改正前
（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略） （登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並	（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略） （登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に

びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4 二・三 (略)
6 (略)

関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4 二・三 (略)
6 (略)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（附則第十三条関係）

改正後	改正前
(定義) 第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。 一 (略) 二 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する行為 三 五 (略) 2 5 (略)	(定義) 第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。 一 (略) 二 刑法第七十六条から第八十条までに規定する行為 三 五 (略) 2 5 (略)

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。 二 (略) 三 刑法第八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。 四・五 (略) 4 5 6 (略)	(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。 二 (略) 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。 四・五 (略) 4 5 6 (略)

○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）

改正後	改正前
第二条 刑法の一部を次のように改正する。 （略） 第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項、第六十八条の三、第六十九条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十一条、第八十三条、第八十四条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 （略）	第二条 刑法の一部を次のように改正する。 （略） 第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項、第六十八条の三、第六十九条、第七十二条、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第七十七条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。 第八十一条、第八十二条、第八十四条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 （略）

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）（附則第十八条関係）

改正後	改正前
（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九條、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若し	（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれ

くは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九

九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。)、同法第二百二十七条第一項(同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

らの罪の未遂罪に係る事件

(略)

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若し

くは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。)、同法第二百二十七条第一項(同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

令和五年法律第六十七号

**性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に
記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の
消去等に関する法律**

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰（第二条―第七条）
 - 第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収（第八条）
 - 第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等
 - 第一節 通則（第九条）
 - 第二節 消去等の措置（第十条・第十一条）
 - 第三節 消去等の手続（第十二条―第二十一条）
 - 第四節 消去等の実施等（第二十二条―第二十五条）
 - 第五節 不服申立て等（第二十六条―第三十四条）
 - 第六節 消去等に係る裁判手続の特例（第三十五条―第三十八条）
 - 第七節 雑則（第三十九条―第四十二条）
 - 第八節 罰則（第四十三条―第四十五条）
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰**（性的姿態等撮影）**

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為
- イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

- イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態
 - 二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
 - 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
 - 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 前二項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的影像記録提供等）

- 第三条** 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複製したものを用いる。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（性的影像記録保管）

- 第四条** 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（性的姿態等影像送信）

- 第五条** 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為
 - 二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが

困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的姿態等影像記録）

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

（国外犯）

第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

第八条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十条第一項第一号口において同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号口において同じ。）を複写した物

2 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び次条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用については、これらの規定（第二条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。